
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 2 号
令和 3 年 5 月 17 日

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲 治
同	古 堅 茂 治

令和 2 年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和 2 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、別添のとおり公表します。

令和 2 年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について

総務部

○管財課

ア 行政財産目的外使用料の徴収について（注意事項）

本庁舎目的外使用料の収入未済額 76,841 円は、令和元年 9 月 25 日付け使用許可し、同日調定された行政財産目的外使用料であるが、那覇市指定金融機関を経て令和 2 年 6 月 3 日に本市の収納となり、令和 2 年度の歳入とされたものである。

当該使用料の納期限は令和元年 10 月 31 日であったが、納期限までに納付されなかったにもかかわらず、履行の催促を怠ったことにより納期限を約 7 か月遅れて収納されている。

那覇市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項は、使用許可の際に使用料を徴収する旨定めており、納期限までに収納されなかった本件においては、速やかに履行の催促を行うべきであった。

行政財産目的外使用料の徴収に当たっては、関係条例を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、納付確認及び速やかに履行の催促を行うよう課内で周知徹底いたしました。今後は、関係条例を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

イ 随意契約に係る公表について（注意事項）

那覇市市有地及び管理地（所有者不明土地）草刈り等業務委託は、公益社団法人那覇市シルバー人材センターと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用し随意契約により契約締結している。

当該条項を適用し随意契約を締結する際には、那覇市契約規則第 21 条に規定する公表手続きが必要なところ、同条第 2 号に規定する契約締結前の公表は行われているものの、同条第 3 号に規定する契約締結後の契約者の名称、契約者とした理由等の契約の締結状況の公表が行われておらず不適正な事務処理となっている。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用した随意契約に係る公表に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用した随意契約に係る公表に当たっては、那覇市契約規則第 21 条に規定する手続きが適正に行われるよう、業務の各流れにおいて根拠規則を併記した業務手順書を整備いたしました。これにより、チェック機能を強化した公表手続きの適正な事務の執行に努めてまいります。

ウ 契約事務について（注意事項）

真和志庁舎維持管理事業における、真和志庁舎汚水槽清掃業務委託（238,150円）及び真和志庁舎排水管清掃業務委託（331,540円）の2件の委託契約は、那覇市契約規則第20条第6号（限度額500,000円）を適用し、随意契約により契約締結している。

しかしながら、当該2件の清掃業務は、いずれも同一業者が履行することが可能なものであり、1件の業務委託として競争入札の方法により契約締結するべきであった。

契約事務に当たっては、入札により競争性が確保されるよう関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、令和3年度以降の契約においては当該2件の業務をあわせて1件の業務委託として競争性が確保されるよう契約締結を行ってまいります。

○法制契約課

共通事項

ア 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の契約については、本来の契約の始期である4月1日に契約を締結することができず、契約書中に4月1日から実際に契約書に記名押印した日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を4月1日に遡及させる契約となっている。

「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。（地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集））

契約の締結に当たっては、やむを得ない理由がある場合を除き、追認条項を設ける方法によらずに契約締結できるよう、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 那覇市例規集及び法令集データ更新等支援システム賃貸借契約他2件（法制契約課）

□ 注意事項に関する措置

随意契約の相手方に対して、年度内に仕様内容等について調整を行い、4月1日に契約が締結できるよう事務手続きを行います。

個別事項

ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

九州契約事務主管課長会議に係る航空賃の支払のため受領した前渡金について、支払が終了した日は令和元年10月25日、精算日は同年11月11日となっており、精算が10日間遅延している。

これは、精算する時期を、会議の終了した日（11月9日）から7日以内に精算するものと那覇市会計規則第57条第1項を誤って解釈したことによるものである。

同項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めており、当該前渡金は航空賃の支払が終了した日から7日以内に精算すべきであった。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項については、今後このような事態が生じないように、課内会議にて正しい解釈について周知を図り、会計規則を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。

○防災危機管理課

ア 補助金の歳入調定遅れについて（注意事項）

令和元年度沖縄県市町村支援事業補助金に係る歳入事務については、平成31年4月1日付け交付決定通知及びその後の額の変更通知等により3回調定されているが、いずれも本来の調定手続をするべき時期より大幅に遅れて令和2年5月末に調定の手続を行っている。他に令和元年度沖縄観光防災力強化支援事業費補助金に係る3回の調定についても、それぞれ約2か月遅れて調定手続がなされている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項を受け、補助金に係る歳入事務については、交付決定及び変更決定を受けた際には速やかに調定を行うよう課内へ周知徹底し、担当者とは別に監督者を設けることでチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めております。

イ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

Wi-Fi 利用料及び携帯電話利用料の支払のため受領した前渡金3件について、支払が終了した日から最長41日間遅延し精算している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項を受け、精算事務については、規則に定められた期間内に精

算を行うよう周知徹底を図り、支出執行職員及び庶務担当にて、定期的に財務会計システムの「資金前渡・概算払整理簿」及び「未精算一覧表」を確認することにより、精算漏れがないよう注意し、那覇市会計規則を遵守するよう努めて参ります。

企画財務部

○財政課

共通事項

ア 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の契約については、本来の契約の始期である4月1日に契約を締結することができず、契約書中に4月1日から実際に契約書に記名押印した日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を4月1日に遡及させる契約となっている。

「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。（地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集））

契約の締結に当たっては、やむを得ない理由がある場合を除き、追認条項を設ける方法によらずに契約締結できるよう、適正な事務処理を行われたい。

(イ) 第一法規株式会社サービス利用に関する契約（財政課）

□ 注意事項に関する措置

当初予算内示後、契約相手先と事前調整を進め、当初予算議決後、速やかに契約手続きを行い4月1日からの契約が可能となるよう努めます。

都市みらい部

○公園管理課

個別事項

ア 契約事務について（注意事項）

松尾公園倒木撤去業務（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）の4件の撤去業務委託において、那覇市契約規則第28条第2項の規定により契約書に代えて請書を徴している。

当該（その1）の撤去業務請書によれば、請書の提出日は令和2年2月12日、請書に記載された履行開始日は同年2月13日となっているが、実際には、それらの日付より前の同年2月1日には既に撤去業務が行われている。

（その2）、（その3）及び（その4）についても請書提出日及び請書に記載された履行開始日前に撤去業務が行われており、本来であれば実際の撤去業務日以前に請書を徴するとともに、当該撤去業務日以前の履行開始日を設定する必要があった。

同様な倒木撤去業務委託契約等が他にも4件あった。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ ア 契約事務について（注意事項）に関する措置

契約書または、それに代わる請書、見積書の必要書類を揃え適切な時期に予算執行伺いや支出負担行為の決裁を受けたあとに、現場着手の指示を行うことの周知徹底を再度行ったところです。

今後の対応については、職員への周知徹底と人事異動などにおける研修に盛り込み、チェックシートを作成し、チェック体制を強化していきます。

イ 支出事務について（注意事項）

新都心公園水の道シェルター型休憩所2基については、当初、修繕する予定であったが現場確認を行ったところ、修繕不能の状態であったため撤去工事を行っている。

当該案件は、撤去工事を行ったにもかかわらず、需用費の修繕料のまま支出しているが、本来であれば、工事請負費の解体撤去費で支出すべきであった。

支出事務に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ イ 支出事務について（注意事項）に関する措置

支出事務に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行ってまいります。今後の対応については、職員への周知徹底と人事異動などにおける研修に盛り込み、チェックシートを作成し、チェック体制を強化していきます。

ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

自治会協働型公園管理業務及び愛護会（公園美化活動）に対する賠償責任保険及び傷害保険の支払のため受領した前渡金4件について、いずれも支払が終了した日は令和元年4月24日、精算日は同年5月10日となっており、精算が9日間遅延している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）に関する措置

資金前渡の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理行ってまいります。今後の対応については、職員への周知徹底と人事異動などにおける研修に盛り込み、チェックシートを作成し、チェック体制を強化していきます。

まちなみ共創部

○建築指導課

ア 契約事務について（注意事項）

那覇市狭あい道路管理システム保守業務委託の契約において、契約保証金免除の根拠条文について起案文書では、那覇市契約規則第30条第1項第12号となっており、また契約書では、同規則第4条第1項第9号と記載されている。

これは、同規則が平成 26 年に全部改正されたにもかかわらず、契約締結事務が前例踏襲でなされ、根拠条文の確認を怠ったことに起因しており、委託契約にかかる契約保証金の免除については、同規則 30 条第 9 号をその根拠とするべきであった。

契約事務については、安易に前例踏襲することなく、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項については、契約事務の際の根拠条文の確認が不十分であったため発生したものです。

今後は、安易に前例踏襲することなく起案、決裁及び契約時には常に根拠条文等の確認を行うなど、再発防止に努めます。